

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業が長期的に存続・繁栄していくために必要不可欠な仕組みであり、また企業が社会的責任を果たしてゆくための根幹をなすものと認識しております。経営の重要課題である「長期的かつ総合的な株主価値の極大化」の基本方針の下、迅速かつ効率的な経営を行いながら、コンプライアンス(法令遵守)の徹底・内部統制の徹底など企業の社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値・株主価値の向上を図っております。

当社におきましては経営の透明性を高めるために、監査役会を設置して監査役による取締役の業務執行に対する監視機能の充実に努めていることに加え、内部統制システムやリスク管理体制の構築・整備を推進しているほか、正確かつ公正なディスクロージャーによるステークホルダーへの誠実な対応へ務めております。

更に「アドアーズ企業理念」、それに基づく「経営基本方針」、「アドアーズ行動基準」をよりどころに、全社員一丸となった法令遵守意識の徹底を図り、企業体としての健全性の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GF投資ファンド投資事業有限責任組合	41,000,000	37.42
株式会社ネクストジャパンホールディングス	26,054,000	23.78
鈴木 昭作	4,092,972	3.73
アドアーズ株式会社	4,026,944	3.67
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,420,000	3.12
星 久	1,653,848	1.50
岡田 浩明	1,212,000	1.10
株式会社ヤマニ	1,176,920	1.07
アドアーズ従業員持株会	1,073,930	0.98
株式会社ジョイントマスター	1,066,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

2011年6月28日、第三者割当増資により株式会社ネクストジャパンホールディングスに対し、1500万株の新株式を割り当てております。これにより、筆頭株主がGF投資ファンド投資事業有限責任組合から、株式会社ネクストジャパンホールディングスに異動しております。

※2011年8月1日時点における所有株式数は以下の通りとなります。(％は持株比率)

株式会社ネクストジャパンホールディングス 41,054,000株 (32.96%)

GF投資ファンド投資事業有限責任組合 41,000,000株 (32.92%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の筆頭株主であり、資本業務提携の関係にある株式会社ネクストジャパンホールディングスとは、同社取締役会長である藤澤信義氏を当社代表取締役会長として経営の任にあたっていただいていること及び役員の相互派遣の関係にありますが、同社と密接な協力関係の立場を維持しながらも一定の牽制関係を主体的に構築するよう努めております。株式の保有比率を含めまして経営の独立性については確保されていると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が出席し、相互に意見交換が図られており、問題点の共有を図る等、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。
 監査部におきましては、法令遵守・内部統制の有効性に加え、接客水準の維持・向上を含めた社内規定に則り、適時監査をおこない、その報告は担当取締役に報告されるとともに、監査役にも常に情報提供されております。
 また、監査部は監査役の行う監査の円滑な遂行に協力しており、必要に応じて随時会合を開催するなど、相互の意見交換・情報交換を積極的に行うことで密接な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
栗岡 利明	他の会社の出身者									○
川島 英明	弁護士				○					○
内山 博夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
栗岡 利明	○	常勤監査役 栗岡氏を独立役員として指定しております。	銀行での支店長等を歴任するなど、経理・財務の幅広いご経験と見識によるもの
川島 英明		非常勤監査役	弁護士としての企業法務等に関する幅広いご経験と見識によるもの
内山 博夫		非常勤監査役	銀行での支店長を歴任するなど金融機関における豊富な経験と幅広い見識によるもの

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の重要施策を執行、決定および監督する責任ある取締役に相応する報酬を取締役会で決議する規定となっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬総額と監査役に支払った報酬総額、社外役員に支払った報酬総額に分け各々開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査部および総務グループのスタッフが社外監査役を補佐する体制となっております。取締役及び監査役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話などで行うとともに、会議開催前に事前資料の配布を行うよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における業務執行につきましては、毎月1回取締役会を開催しており、会社の経営方針、法令で定められた事項などの重要事項を決定するだけでなく、取締役の職務執行を監督しております。また、迅速かつ適切な意思決定を実現するために、当社における重要事項におきましては、定例取締役会のほか、会社法370条に定められる書面又は電磁的な記録による決議を採用しております。併せて、役員を中心とした情報連絡会における情報共有をはじめ、ネットワークを用い適時情報を共有する等、各役員の業務執行状況を共有する体制を構築しております。

監査体制としましては、監査部による監査、監査役による監査、会計監査人による監査があります。内部監査につきましては、事業本部と独立した監査部を設けており、本社各本部および全国の各店舗、事業所を3名で適時監査しております。監査部では監査役と連携をとりながら、店舗巡回監査の計画を中心に、法令遵守、社内諸規定やコンプライアンスの観点から監査を行っております。問題点が発生した場合は適宜担当取締役に報告を行うだけでなく、すぐに改善命令を出し、フォローアップ監査を行っております。

監査役につきましては取締役会に出席し、適宜助言や意見を述べております。当社の監査役会は4名で構成され、定例監査役会を月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催し、業務執行状況について協議を行っております。更に常勤監査役におきましては、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、また取締役から事業担当者にわたる全ての関係者からの意見聴取や資料の閲覧、調査を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。

会計監査につきましては、興亜監査法人を選任しております。正しい経営情報の提供だけでなく、監査役との適切な意見・情報交換や各事業本部からの意見聴取を行うなど、公正な監査ができる環境を整えております。

そのほかに当社では、管理本部に法務・コンプライアンス管理グループを設置しております。会社法務、法令遵守、リスク管理及び内部統制の運用状況を一元管理することで、各従業員に対する法令知識の醸成および、企業体としての法令遵守の更なる強化を図っております。また、昨今の企業不祥事に鑑み、より高い企業倫理とリスク管理の側面からコンプライアンス・リスク管理体制をより強固なものとするべく、管理担当役員を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。企業不祥事の発生を防止するため「アドアーズ行動基準」を定め、内容を冊子化の上で全社員に配布するなど周知徹底を図っている他、社員のみならず、アルバイト従業員・派遣社員・契約社員・嘱託社員等、当社関係者が通報・相談できる窓口として社内および弁護士事務所に「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、運用しております。

取締役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役会で決議しており、監査役の報酬におきましても、同じく株主総会で決定した報酬限度内において監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、各専門分野を歴任した幅広い経験や見識を有する常勤取締役を配しており、現状の当社規模においては充足していると考えております。この上で、ガバナンス強化のため社外監査役を設置しており、これらの社外監査役が取締役会に出席し、中立的かつ様々な見地をもって経営の意思決定および執行監査していることから、監督機能が十分に働いていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、また公平性ある議決権行使の場の提供という観点から、定時株主総会の集中日を避けて開催日を設定し、より多くの株主の皆様が出席できるように配慮しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて公表を行っております。 http://www.adores.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2011年度に関しましては、7月11日、東京にて個人投資家向け会社説明会を開催しました。また、12月にも同様の説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期決算、期末決算後の年2回、代表取締役会長、取締役社長、ならびに各部門担当取締役等による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報のページを設け、決算短信や決算説明会で配布した資料などを随時掲載しております。このほか、新規店舗開設等の決算情報以外の開示資料も適宜掲載しております。 http://www.adores.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR・広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめ、お客様・地域社会などあらゆるステークホルダーに対して、企業として果たすべき社会的責任があると認識しております。この社会的責任は、お客様へのサービス向上やコンプライアンス遵守だけでなく、地域社会に愛され親しまれる企業になれるよう、地域社会に寄与する社会貢献活動や環境保全に努めることであり、「アドアーズ行動基準」として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	資本市場の代表格たる上場企業としてコンプライアンス(法令遵守)の徹底・内部統制の徹底などはもちろん、店舗運営を主軸とした企業としての地域社会への貢献活動など、社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値の向上を図っております。2010年度の実施状況といたしましては、福祉施設への景品の寄贈や社内でのエコキャップ運動を実施しております。2011年度も継続して実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時・公正・公平な情報開示に努めることにより、株主・投資家の皆様が当社に対する理解を深め適正な投資判断を下していただくことに加え、債権者・格付け機関の適正な判断を支援、当社が適切な格付けを取得することを目的にディスクロージャーポリシーを定め、その実行を徹底しております。 当ホームページ上にて公表しております。 http://www.adores.co.jp/ir/policy.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づき、「取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」構築の基本方針のもと、法改正や運用状況等に適合するよう内部統制システムの強化・組織変更を随時行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び使用人の行動規範として「行動基準」「法令遵守基本方針」を定め、社内研修等を通じて全社員に周知徹底を図る。
 - イ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において法務・コンプラリスク管理グループが立案したコンプライアンスおよびリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
 - ウ. 法令及び定款に違反する行為が行なわれ、または行なわれようとしていることにつき、使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 事業環境、災害、サービスの品質及び情報セキュリティに係るリスクについては、リスク管理規程に基づいた運用およびそれぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - イ. 各担当部署を横断するリスク状況の監視及び全社的対応、および各種契約を始めとした法務案件全般については法務・コンプラリスク管理グループが行う。
 - ウ. 今後新たに生じるリスクについては、取締役会は速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を適宜招集、開催する。また、各関連部門の責任者及び指名を受けた者に対し、電磁的記録を回覧する等により、事前に十分な検討、審議を経た後決裁を受けることで、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
 - イ. 代表取締役、各関連部門の責任者等で構成される月次業績検討会、情報連絡会等の各会議体の定期的な開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき、都度の迅速な検討を行い、適切な対応を実施する。
 - ウ. 各会議体においては、IT、電子媒体等を活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。
- (5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当該会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定、並びに法令遵守体制については、関係会社管理規程を定めて適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
 - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重した上でこれを実施する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ア. 重大な法令違反及び事業活動に伴う事故等が発生した場合につき、当該部署は、その内容を監査役に遅滞なく報告する。
 - イ. 常勤監査役は、社内における各種重要な会議に出席するものとし、当該会議において、代表取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況及び内部監査部門の実施状況等につき、定期的に報告を行う。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査効率の向上を図るため、内部監査部門を監査役が行う監査の円滑な遂行に協力させる体制を確保する。
 - イ. 監査役が意見の形成等のため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を行動規範「アドアーズ行動基準」に明文化し、同内容を記載した冊子の配布を通じて全社員への周知徹底を図っております。

また、平素から総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

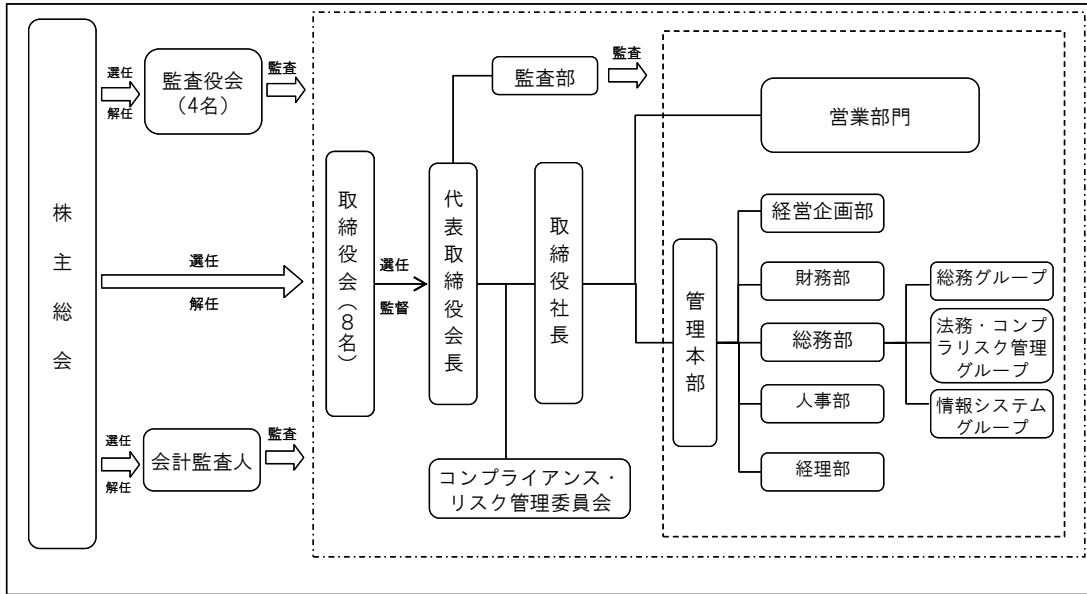
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【内部統制組織図】

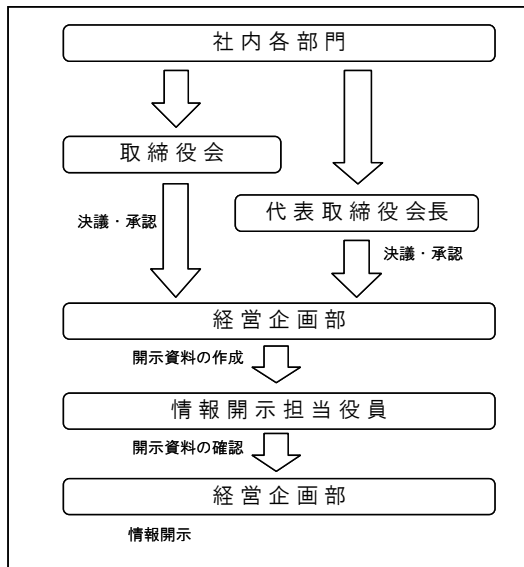
(1) 内部統制組織図



平成23年8月1日現在

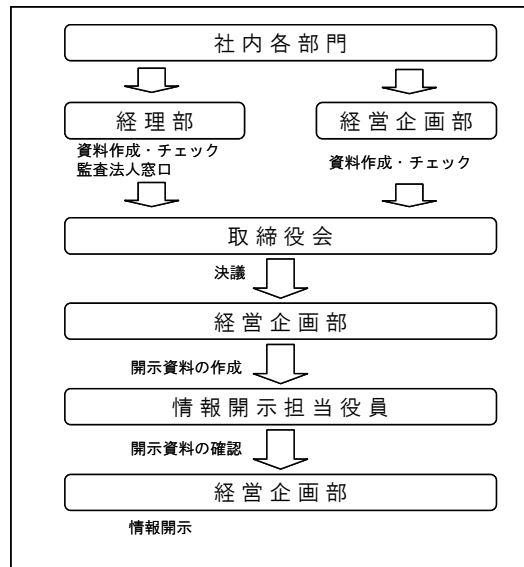
【適時開示組織図】

(2) 決定事項・発生事実に関する情報の開示



平成23年8月1日現在

(3) 決算に関する情報の開示



平成23年8月1日現在